

平成28年度指定管理業務の評価について

指定管理者による啓発施設の運営について、指定管理者制度導入の趣旨である市民サービスの向上等が適切に図られているかを検証し、その結果を今後の施設管理及び事業運営に反映することを目的として、「猪名川上流広域ごみ処理施設組合指定管理者評価協議会」（以下、「協議会」という）を開催し、指定管理業務を評価しましたので、概要を次のとおり報告します。

1 協議会の構成

学識経験者3名、住民代表2名、組合事務局1名の計6名。

2 評価の手法

- 評価期間は、平成28年度とする。
 - 評価は、「平成28年度指定管理者評価表（平成29年度実施）」に基づき、適正に事業が実施されたかを各種資料及びヒアリングを基に判断する。
 - 評価は、①指定管理者による自己評価、②組合による行政評価、③評価協議会による外部評価、以上3段階を経て実施する。
- ※なお、評価観点のうち、指定管理者の経営状況にかかる評価については、評価協議会とは別に会計処理評価部会を設けて実施する。

3 協議会の実施

○指定管理者会計処理評価部会

実施日：平成29年6月20日（火）

出席者：協議会委員1名（学識経験者・税理士）

指定管理者4名（所長、副所長、会計担当者及び本社部長、チームリーダー）

組合事務局

内 容：平成28年度収支にかかる帳票類の確認、指定管理業務にかかる会計処理手続の確認等を行った。

○指定管理者評価協議会

実施日：平成29年6月26日（月）

出席者：協議会委員5名

指定管理者3名（所長、副所長、本社チームリーダー）

組合事務局

内 容：平成28年度指定管理業務のうち、施設管理に関する項目及び啓発事業の運営に関する項目について評価を行い、併せて、業務全般にかかる総合評価を行った。

4 協議会の評価結果

平成28年度指定管理業務について「概ね協定書、事業計画書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績（効果）があり、適切な管理・運営が行われている」と評価しました。総合評価における協議会意見は次のとおりです。

本指定管理業務の趣旨及び目的は、単なる施設管理業務にとどまらず、ごみ減量やリサイクル等にかかる啓発活動を通じて、循環型社会の構築に寄与することにある。

指定管理者の平成28年度業務について、協定書及び事業計画に基づいて適正に実施されているか、要求水準以上の啓発効果を上げているか、協議会及び専門部会の計2回の協議の場をもって確認をした。

管理体制面については、「適正な人員配置」「指揮命令系統の確立」「個人情報保護」など、計14項目にわたる評価観点に基づき、提出資料の精査及び質疑応答などを行い確認したところ、指定管理者の自己評価及び所管課評価のとおりであり、適正に業務がなされていると評価した。

事業運営面については、各種啓発事業の実施状況及び成果について、指定管理者によるプレゼンテーション及びヒアリングなどを行い確認したところ、住民の環境意識を高めるべく創意工夫された各種啓発事業の実施、施設内外における積極的な事業展開、各種団体・教育機関との連携によるネットワークの拡大など、循環型社会の構築に向けた効果的な啓発活動がなされていると評価した。

【今後の啓発事業の展開にかかる提言】

平成21年開館以降、利用者増加のために様々な工夫を凝らしてイベント・講座・ワークショップを開催され、年間利用者数が過去最高の3万4千人を超えており、大変努力されていると感じる。

引き続き、更に市町の求める啓発事業や指定管理者が提供できる啓発事業などに関する意見交換や情報共有を図り、構成市町におけるごみ減量や分別の推進、環境意識の高揚に貢献し、啓発活動の効果を相乗的に高めてほしい。

また、指定管理期間は5年間ではあるが、5年後・10年後の中長期計画（将来ビジョン）を立て、次世代の講師の育成、どのように啓発活動を推進させていくのか、構成市町と連携していくのか等、国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」の未来像を想像した上で事業計画を実践していただきたい。